

石橋議員（自民議連）

平成 28 年 2 月 25 日
教 育 長 答 弁 実 錄
(教育委員会)

(問) 主権とは何かということについて

公職選挙法改正により選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることを受けて、主権者教育が取り沙汰されているが、そもそも「主権とは何か」を考えることなくして、いかにして「主権者教育」が実施されていくのか疑問に思う。

近代国民国家の成立要件と言われる「主権」、「領土」、「国民」の三要素、憲法における「国民主権」を考える時、その意味するところは「独立した最終決定権」であると考えるが、「主権」を考える時に決して無視することのできない事柄として、北朝鮮による日本人拉致問題と、韓国による竹島の不法占拠の問題がある。

北朝鮮は国家ぐるみで日本人を拉致しており、これは、日本国民の生命と安全に関する重大な人権侵害という点からも、我が国に対する主権侵害という点からも、決して許すことのできない行為である。

また、竹島は、我が国固有の領土であるにもかかわらず、1953年の不法占拠以来、韓国が武装警官を配備し実効支配しており、日本政府はこの不法占拠に対し継続して抗議しているが、未だ解決への道のりは遠く、領土侵犯が継続している。

主権者教育において、選挙制度の理解や政策比較の仕方などを教えることも必要だが、「政治的教養」を身に付けさせることが目的ならば、議論の矮小化に注意すべきである。

そこで、そもそも主権者教育における主権とは何なのか、教育長に伺う。

(答)

政治的教養の教育、いわゆる主権者教育の主権とは、一国の政治の在り方を最終的に決定する権力が国民にあるとする日本国憲法に規定されている国民主権のことを意味しているものと考えております。

公職選挙法等の一部を改正する法律の成立に伴い、満 18 歳に選挙権年齢の引下げが行われたことで、新たに有権者となる若い人たちには、未来の日本の在り方を決める政治にしっかりと関与して行くことが更に求められる状況になったところでございます。

教育委員会といたしましては、生徒が、近い将来有権者として政治に参加することを踏まえ、模擬選挙などの実践的な学習活動を展開し、主権者としての自覚を持ち、国家・社会の形成者として必要な資質を主体的に身に付けることができるよう指導の充実を図ってまいります。